

平成21年度 第3回 富合町合併特例区協議会



と き 平成21年6月10日(水)
午前10時00分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

地域緑化活動の支援について

別冊を参照

□ 「富合町老人憩の家」の概要

- 開設年月日 : 昭和50年4月30日
- 所在地 : 富合町木原2316番地
- 事業内容 : 60歳以上の高齢者を対象に各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に対する便宜提供
- 開館時間 : 午前9時から午後4時まで
- 休館日 : 毎週水曜日、土曜日、祝日及び年末年始
- 使用料 : 個人150円、団体(15名以上)110円
- 職員体制 : 常勤専任職員1人、臨時職員1人
- 施設概要 : 40畳の大広間に舞台(カラオケ設備設置)、小会議室、娯楽室、図書室
男女別の浴室に浴槽2、マイクロバスによる送迎実施
- 利用者の推移 :

平成15年度 ...	4,635人	
平成16年度 ...	4,235人) Δ 823
平成17年度 ...	3,412人	
平成18年度 ...	2,993人) Δ 419
平成19年度 ...	2,355人) Δ 638
平成20年度 ...	2,297人	

※年々減少傾向が続いている。

□ 「富合町老人憩の家」の改修等

○ 平成2年3月竣工	空調設備改修工事	事業費 :	916万円
○ 平成4年3月竣工	浄化槽取替工事	事業費 :	291万円
○ 平成4年3月竣工	スチールサッシ取替工事	事業費 :	344万円
○ 平成5年3月竣工	家屋及び軒天改修工事	事業費 :	372万円
○ 平成7年3月竣工	屋根防水工事	事業費 :	590万円
		改修工事計	2,512万円

老人憩の家地区別利用状況 20年度 (人)

地区	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
榎津											4		4
木原	31	30	30	36	42	24	28	26	28	21	42	45	383
平原					1	1							2
南田尻													
田尻													
古閑													
志々水													
新													
廻江	9	9	18	27	16	25	14	17	20	7	8	19	189
清藤											4	4	8
西田尻													
款迦堂	23	37	34	32	31	31	34	22	21	28	28	21	342
杉島	18	38	17	21	32	21	29	32	17	22	22	19	288
大町	4	1	5	3	4	4	5	3	3	2	4	5	43
国町	4	3	5	3	4	12	2	2	3	3	2	3	46
莎崎	1				25						14		40
菰江	7	5	9	6	5	9	6	3	6	2	4	10	72
小岩瀬	5	5	9	3	17	12	11	8	8	11	23	16	128
上杉	7	9	18	9	17	9	5	6	11	5	17	13	126
碓江					14						10		24
御船手													
鳥場											4		4
小計	109	137	145	140	208	148	134	119	117	101	186	155	1,699
小グループ	55		35		38	115	135		87	9	32	12	518
ホーム						1							1
町外	9	9	8	6	8	8	6	7	6	4	3	5	79
合計	173	146	188	146	254	272	275	126	210	114	221	172	2,297

4月 木原老人会(団体個人110円)38人 廻江老人会(団体個人110円)17人 おどり(個人150円)11人 【地区109+11=120】

6月 木原老人会(団体個人110円)35人

8月 木原老人会(団体個人110円)38人

9月 富合町老人会カラオケ大会(団体個人110円)115人 海洋会(個人150円)3人 【地区148+3=151】

10月 大町区祭礼(大広間使用)100人 木原老人会(団体個人110円)35人

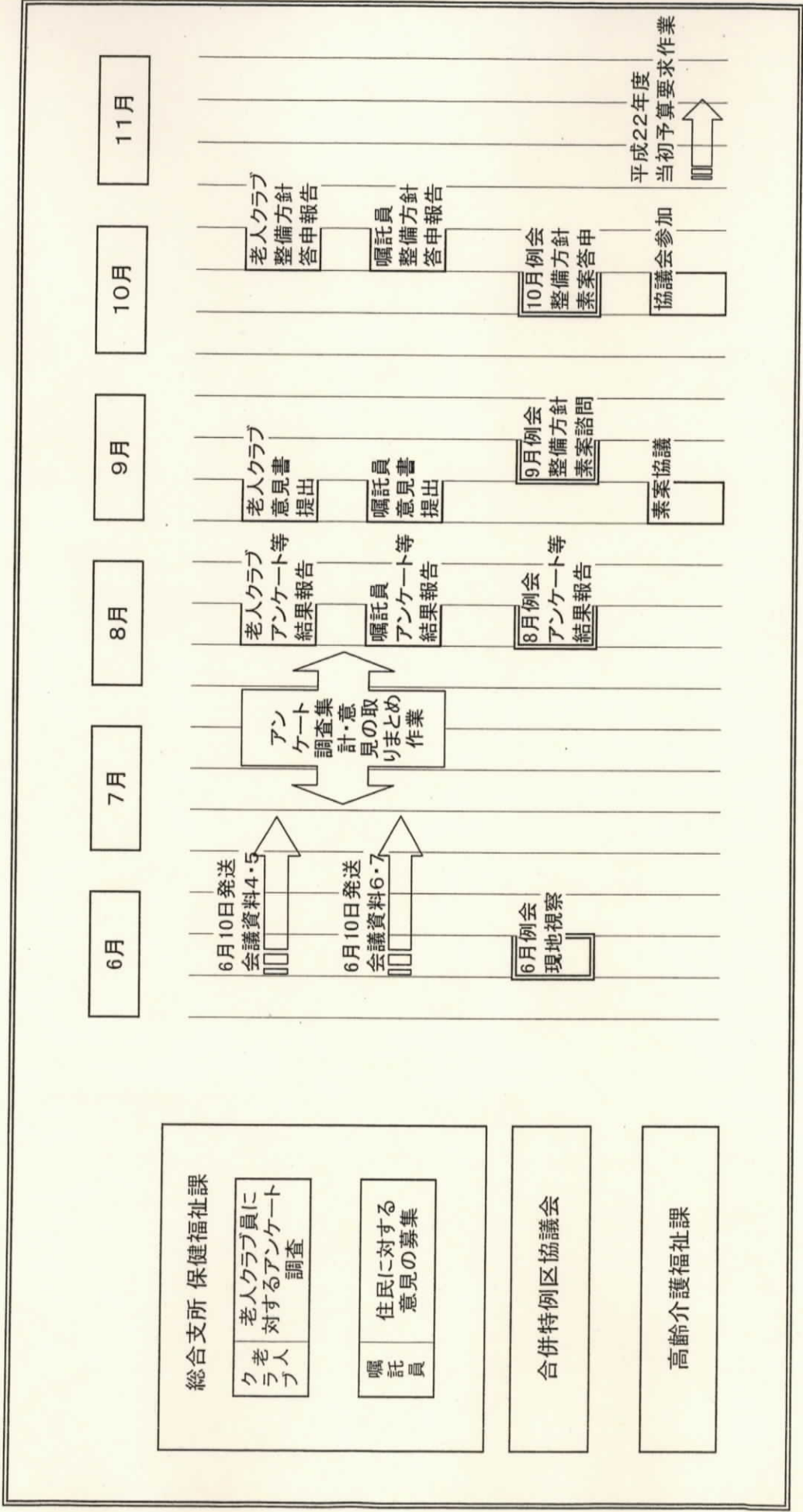
12月 国町老人会(団体個人110円)27人 身障協会(団体個人(110円)20名 木原老人会(団体個人110円)40名

1月 清藤松葉会(団体個人110円)20人 海洋会(個人150円)9人 【地区101+9=110】

2月 木原老人会(団体個人110円)32人

3月 昭和63会(12名)

「富合町老人憩の家」整備方針検討スケジュール（案）



総合支所 保健福祉課

老人クラブ	老人クラブ員に 対するアンケート 調査
嘱託員	住民に対する 意見の募集

合併特例区協議会

高齢介護福祉課

平成21年6月10日

各地区老人クラブ会長 様

熊本市富合総合支所
保健福祉課長「富合町老人憩の家」に関するアンケート調査の
実施について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、市では「富合町老人憩の家」の今後の整備方針や活用方法等の検討を始めていますがその参考資料とするため、アンケート調査を実施することになりました。

つきましては、ご多忙中恐縮に存じますが、貴クラブの会員の皆様に同封の依頼文（裏面：アンケート用紙）を配布頂き、回収取りまとめのうえ下記により提出頂きますようお願い致します。

記

- 1 提出期限 平成21年7月10日（金曜日）
- 2 提出先 富合総合支所 保健福祉課 福祉班

※不明な点は、担当者に問い合わせください。

担当者
富合総合支所保健福祉課
福祉班 水牧一也
TEL 357-4111

平成21年6月10日

老人クラブ会員 様

熊本市富合総合支所

保健福祉課長

「富合町老人憩の家」に関するアンケート調査のお願い

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「富合町老人憩の家」につきましては、昭和50年に開設以来数度の改修等を行い現在に至っておりますが、老朽化が進んでいる状況です。

つきましては、「富合町老人憩の家」の今後の整備方針や活用方法等の検討資料とするため、下記によりアンケート調査を実施します。

趣旨をご理解頂き、何卒ご協力頂きますようお願い致します。

記

1 アンケート調査回答方法

裏面のアンケート用紙に必要事項をご記入頂き、貴地区の老人クラブ会長様を通じて富合総合支所へ提出ください。

富合総合支所
保健福祉課 福祉班
☎357-4111

「富合町老人憩の家」に関するアンケート調査表

※以下の設問の該当する番号に○印又は必要事項をご記入ください。

1 あなたの地区名をご記入ください。 ⇒

地区名	()
-----	----------------

2 あなたの性別と年齢をご記入ください。 ⇒

男・女	年齢()	歳
-----	--------------	---

3 あなたは「富合町老人憩の家」を利用しますか。

1	よく利用する
---	--------

 ⇒

理由:

2	たまに利用する
---	---------

 ⇒

理由:

3	利用しない
---	-------

 ⇒

理由:

3 あなたは「富合町老人憩の家」を改修するとしたら「どこ」を「どのよう」にしたら良いと思いますか。又、どのような施設になったら良いと思いますか。(ご自由にお書きください。)

--

4 高齢者福祉分野で、市に望むことがあればご自由にお書きください。

--

◎ご協力ありがとうございました。

平成21年6月10日

囑託員 様

熊本市富合総合支所
保健福祉課長

「富合町老人憩の家」に関する意見の募集について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「富合町老人憩の家」につきましては、昭和50年に開設以来数度の改修等を行い現在に至っておりますが、老朽化が進んでいる状況です。

そこで、市では「富合町老人憩の家」の今後の整備方針や活用方法等の検討を始めていますがその参考資料とするため、今回広く住民の皆様からご意見を募集することになりました。

つきましては、別添通知文を回覧頂きますようお願い致します。

担当者
富合総合支所保健福祉課
福祉班 水牧一也
TEL 357-4111

回覧

平成21年6月10日

各位

熊本市富合総合支所
保健福祉課長

「富合町老人憩の家」に関する意見の募集について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「富合町老人憩の家」につきましては、昭和50年に開設以来数度の改修等を行い現在に至っておりますが、老朽化が進んでいる状況です。

そこで、市では「富合町老人憩の家」の今後の整備方針や活用方法等の検討を始めていますがその参考資料とするため、今回広く住民の皆様からご意見を募集いたします。

「富合町老人憩の家」を今後どのような施設にしてみたいとか、「どこ」を「どのように」改修してみたいかなど、下記までに具体的なご意見を是非お寄せ頂きますようお願いいたします。

なお、ご意見応募の方法は、電話・郵便などなんでも結構です。

記

- 1 応募期限 平成21年7月10日（金曜日）まで
- 2 応募先 熊本市富合総合支所 保健福祉課 福祉班
電話357-4111（内線145）

◎皆様の貴重なご意見をお待ちしています。

報告第1号

富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富合町都市公園規則（平成20年富合町合併特例区規則第5号）第2条第2項、富合町屋外運動場要綱（平成20年10月6日制定）第2条及び富合町健康づくり総合センター要綱（平成20年10月6日制定）第2条に規定する使用許可の申請について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請の期間)

第2条 富合町都市公園、富合町屋外運動場及び富合町健康づくり総合センターの使用許可の申請の期間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請者の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。ただし、富合町合併特例区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間
一般使用（練習等）	合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用期日7日前まで
	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用期日7日前まで
各種大会等 (大会要綱等の提出)	合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用期日7日前まで
	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用期日7日前まで

※ 使用期日の属する月の1箇月前の初日から15日までの期間は、熊本市体育施設・予約システムによる申請とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所	日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所
10	水	9:00 10:00 13:30	○ ○ ○	特設人権相談 合併特例区協議会 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスパル和室 3F大会議室 3F大会議室	27	土				
11	木					28	日			嘱託員便発送日	
12	金	10:00		市議会開会		29	月	13:30	○	定例農業委員会	第1会議室
13	土					30	火				
14	日					平成21年7月					
15	月					1	水				
16	火					2	木	10:00		宇城広域連合臨時会	宇城広域連合
17	水	14:00		平成21年度熊本南部 食品組合通常総会	アスパル研修室	3	金				
18	木					4	土				
19	金					5	日				
20	土					6	月	10:00		特例区決算概要説明	
21	日					7	火				
22	月	10:00		宇城広域連合 正副連合長会議	宇城広域連合	8	水	9:00 10:00 15:00	○ ○ ○	特設人権相談 合併特例区協議会(予定) 嘱託員会議(予定)	アスパル和室 3F大会議室 3F大会議室
23	火					9	木				
24	水					10	金				
25	木	10:00		合併特例区 例月出納検査	第3会議室	備考 12日(金) 開会 16日~18日 一般質問 23日 委員会 26日 閉会					
26	金	9:00		JA熊本宇城 第13回通常総代会	ウイングまつばせ						

一般質問

熊本市議会

委員会

記念樹プレゼント



誕生・結婚・新築・銀婚記念樹

内容

- ・記念樹木としてそれぞれの記念に樹木1本を差し上げます。

樹種（平成20年度）

- ・お申し込みの際に選んでいただきます。
- ・肥後ツバキ、肥後サザンカ、キンモクセイ、ウメ（実、白）、カリン、ハナミズキ（赤、白）、オオヤエクチナシ（ガーデニア）

申し込み方法、申し込み期間と配布時期

- ・申し込み方法、申し込み期間と配布日時については、**市政だより10月号**及び**2月号**、熊本市ホームページの新着情報にてお知らせします。
- ・11月と3月に配布。

配布対象者

- ・11月配布の申し込み
本市内に住所を有し、前年10月1日～当年9月30日の間に赤ちゃんが生まれた方、家を新築した方、結婚した方、結婚満25周年を迎えられた方。
- ・3月配布の申し込み
本市内に住所を有し、前年2月1日～当年1月31日の間に赤ちゃんが生まれた方、家を新築した方、結婚した方、結婚満25周年を迎えられた方。

樹木の受け取り時に必要なもの

- ・母子健康手帳、結婚式の招待状、建築確認通知書、売買契約書などそれぞれの記念日等が確認できるもの。



問い合わせ先

熊本市役所 緑保全課 推進係

Tel. 096-328-2352

緑化助成制度のご案内

各助成制度の内容

家庭の森づくり

助成の対象となる方
個人の住宅又は共同住宅の敷地内に、健全な樹木1本を植栽される方。

助成の金額
業者見積書と市基準単価の比較で安価な方の1/2の助成。 限度額2万円。
※樹高3m以上。

緑の街並みづくり

助成の対象となる方
個人住宅又は共同住宅の敷地内で公道に接する部分に次のいずれかの「生垣」を植栽される方。

- ①新たに生垣を植栽される方。
 - ②公道沿いにあるコンクリート構造物等を取り壊して生垣を植栽される方。
- ※私道は補助の対象になりません。

助成の金額
①生垣設置
業者見積書の1/2の金額と市の基準単価(1m当3,500円で算出)と比較し安価な方。
限度額7万円

②構造物等の取り壊し
業者見積書の1/2の金額と市の基準単価(1㎡当1,400円で算出)と比較し安価な方。
限度額5万円

※ 樹高1m以上
※ 植栽延長は連続で5m以上
※ 1m当2本以上で連続植栽
※ 構造物等の高さ60cm以下
助成額は①と②の合計です。

事業所の森づくり

助成の対象となる方
事業所の敷地内に、次のいずれかの「樹木」か「生垣」を植栽される方。

- ①新たに樹木を植栽される方。
※樹高0.3m以上
- ②道路沿いにあるコンクリート構造物等を取り壊して生垣か樹木を植栽される方。
- ③新たに生垣を植栽される方。
※樹高1m以上

助成の金額
①樹木設置
業者見積書と市基準単価の比較で安価な方の1/2の助成。
②構造物等の取り壊し
業者見積書の1/2の金額と市の基準単価(1㎡当1,400円で算出)と比較し安価な方。
③生垣設置
業者見積書の1/2の金額と市の基準単価(1m当3,500円で算出)と比較し安価な方。
助成額は①と②と③の合計です。 限度額30万円

※補助を受けるためには、申請から交付までの手続が必要です。植付け後の申請は無効ですのでご注意ください。お申込などくわしくは緑保全課へ

◆申請期間
4月1日～翌年3月15日まで

熊本市役所 緑保全課 推進係
Tel.096-328-2352

花苗配布 申請の手引き

○花苗配布事業案内（自治会長等への事業案内、申請書の送付）

- ・通知時期 夏花：5月上旬頃、冬花：10月上旬頃

○申請書提出

- ・提出期限（事業案内に記載） 夏花：5月下旬頃、冬花：10月下旬頃

- ・記入事項

日付、小学校区、団体名、代表者氏名、電話番号（携帯など）

植栽場所（公共の場所）

植栽面積（花壇面積、プランター使用の場合はプランター面積×個数）

管理主体（管理する団体名）

参加人数（植栽に参加する人数）

希望株数（植栽に必要な株数を記入）

花苗送付場所（代表者宅以外に配布を希望する場合に記入）

要望事項・その他（配布希望日時や要望などがあれば記入）

以上ご記入いただき緑保全課にご提出（郵送）ください。

○配布株数決定通知の送付（夏花：6月中旬、冬花：11月中旬）

- ・提出いただいた申請書をもとに、配布株数、配布日、時間帯などを調整して決定通知にてお知らせします。（受領書、完了報告書を同封）

○花苗の配布（夏花：7月上旬～中旬、冬花：12月上旬～中旬）

- ・決定通知に記載してあります配布日に配布業者が花苗を配布します。
- ・受領書を配布業者にお渡しください。

○完了報告書提出

- ・植栽が完了しましたら、完了報告書にご記入いただき、緑保全課までご提出（郵送）ください。



市電 緑のじゅうたん

Kumamoto Green Carpet Project

サポーター募集!

街なかにもどりを

● 明治の文豪・夏目漱石が「森の都」と称した熊本市の緑。本市の大切な財産です。

しかし、この大切な緑も近年の都市化によって大きく変化しました。私たちの生活が豊かになる一方で自然環境に大きな負荷をかけてしまったのです。

● 世界的な問題となっている地球温暖化。皆さんも肌で感じられていることと思います。

このような中、熊本市では中心市街地に新たな緑を創出するため市電の軌道敷を緑化する「市電緑のじゅうたん事業」を始めることといたしました。

まずは、九州新幹線の玄関口となる熊本駅から田崎橋電停にかけての区間に取り組み、その後は、辛島町から水道町電停にかけての実施可能な箇所から整備を進めていくこととしています。

そこで熊本市では、この取り組みに協力していただけるサポーターの皆さんを募集しています。

本サポーター制度の趣旨にご賛同いただき、皆様方の一層のご支援をいただきますようお願い申し上げます。



区分	対象	寄附金額
オフィシャルサポーター	事業者や団体の皆さん	1万円以上 市緑のじゅうたん1坪あたり年間の維持管理経費相当額
市民サポーター	個人の皆さん	3千円以上 市緑のじゅうたん1㎡あたり年間の維持管理経費相当額

詳しくは裏面をご覧ください

熊本市

写真は合成による完成イメージです

市電緑のじゅうたんサポーター制度のご案内

●募金目標額 3億円

●目標年次 平成30年度（10年間）

●対象等

区分	対象	寄附金
オフィシャルサポーター	事業者や団体の皆さん	1万円以上 <small>※緑のじゅうたん1坪あたりの年間維持管理費相当額</small>
市民サポーター	個人の皆さん	3千円以上 <small>※緑のじゅうたん1坪あたりの年間維持管理費相当額</small>

税法上の取扱い この寄附金は、法人税においては損金算入が認められ、所得税においては寄附金控除、住民税においては寄附金税額控除の対象になります。

●寄附金の使途

いただいた浄財は、熊本市ふるさとの森基金で運用後、その益金を緑のじゅうたんの整備、維持管理にかかる経費に充当いたします。

●寄附の方法

① お振込み

最寄りの市指定金融機関より所定の用紙（兼寄附申込書）にてお振込みください。手数料は無料です。振込用紙は、市役所1階ロビー、7階緑保全課、総合支所、市民センター等に備えてあります。ご連絡をいただきますと振込用紙を郵送いたします。

② 現金でのお申し込み

市役所7階緑保全課で受け付けております。

●募金箱の設置

市役所1階ロビー・総合支所・市民センター・市民サービスコーナー
交通局営業課・ウェルバルくまもと・熊本市現代美術館 ほか

●サポーターの特典

その1

市電緑のじゅうたんサポーター証を発行します。下記の市の観光・文化施設等を利用する際にサポーター証を提示すると入場・入館料が1年間2割引でご利用になれます。

対象施設：熊本城、動物園、旧細川別邸、熊本博物館、熊本市現代美術館、夏目漱石内坪井旧居、小泉八雲旧居、徳富記念館、横井小楠記念館、熊本洋学校教師館、後藤屋山記念館、御馬下の角小屋、立田自然公園、北岡自然公園

その2

事業者や団体の環境へ貢献する取り組みとしてアピールできます。緑のじゅうたんオフィシャルサポーターであることを宣伝等に使用できるほか、市のホームページや緑保全課発行の刊行物等により企業・団体名を公表いたします。なお、個人につきましては、寄附金をいただいた方で本人であることが確認でき、本人が掲載に同意した場合に限り氏名を公表いたします。

その3

1万円以上の寄附をいただいた方のお名前を「芳名板」に記載し、5年間、熊本市電の電停に掲示します。

その4

1万円以上の寄附をいただいた市民サポーターには、特製オリジナルデザインのTo熊カード（電車・バス共通カード、先着500名様）と花の種を差し上げます。

●謝意

1回につき10万円以上の寄附をされた方には、感謝状を贈呈いたします。

問い合わせ先
熊本市役所 環境保全局 緑保全課

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号
tel. 096-328-2352 メールアドレス midorihozen@city.kumamoto.lg.jp

ホームページアドレス
<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

「緑のじゅうたん」で検索してください。

